

令和2年6月定例教育委員会

教 育 長 報 告 資 料

<教育長報告>

- 6月定例県議会に提出される議案に対する教育委員会の
意見について 1

2 教 総 第 3 9 号
令 和 2 年 6 月 3 日

長崎県知事 様

長崎県教育委員会教育長



令和2年6月定例会に提出される議案に対する教育委員会の意見について

令和2年6月2日付け2財第23号で意見の聴取を求められた下記の議案等
については、作成されて差し支えありません。

記

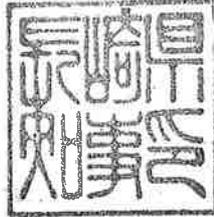
○令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分

○知事専決事項報告（令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号））のうち関係部分

2 財 第 2 3 号
令和2年6月 2日

長崎県教育委員会教育長 様

長崎県知事 中村 法道



議案に対する教育委員会の意見の聴取について

下記のとおり、県議会に教育委員会関係議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

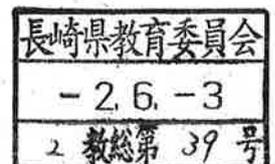
記

1 議案名等

- 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分
- 知事専決事項報告（令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号））のうち関係部分

2 上程県議会

令和2年6月定例会



令和2年度6月補正予算の概要について

1 補正の内容

- (1) GIGAスクール生徒用端末等整備事業【予算計上課：教育環境整備課】
(補正予算額：132,142千円)

国の「GIGAスクール構想」の加速を受け、県立中学校及び特別支援学校小・中学部において、1人1台端末の早期実現や、家庭でもつながる通信環境の整備など、臨時休業等の緊急時にも子どもたちの学びを保證できる環境を実現する。

【具体的な内容】

- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| ① 「1人1台端末」の整備 (単価:59,700円×1,968台) | 117,490千円 |
| ② 障害のある児童生徒のための入出力支援装置の整備 | 1,818千円 |
| ③ 端末用電源キャビネットの整備 | 5,268千円 |
| ④ 遠隔学習用機器の整備 | 7,566千円 |

- (2) 校舎等整備費(特支)【予算計上課：教育環境整備課】
(補正予算額：32,202千円)

令和3年度に実施予定であった盲学校のトイレ改修工事について、国の補正予算を活用し、前倒しで実施する。

(3) 学校給食実施費 【予算計上課：体育保健課】

(補正予算額：2,397千円)

令和2年3月に実施予定であった給食について、学校の臨時休業により、給食の納入業者に損失が発生したため、納入業者に対し損失相当額の補助を行う。

【具体的な内容】

- ・パン加工業者 72千円
- ・牛乳業者 551千円
- ・その他の業者 1,774千円

(4) 指定管理施設の負担金の精算 【予算計上課：生涯学習課、体育保健課】

(補正予算額：11,435千円)

教育委員会所管の指定管理施設について、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い負担金の精算を行う。

生涯学習課

施設名	補てん額
佐世保青少年の天地	5,410
千々石少年自然の家	353
世知原少年自然の家	672
西彼青年の家	720
対馬青年の家	11
合計	7,166

体育保健課

施設名	補てん額
総合体育館	1,867
県営野球場	1,985
県立武道館	311
県北トレーニング室	106
合計	4,269

(5) 債務負担行為の設定 【予算計上課：総務課】

(債務負担行為限度額：86,482千円 (うち増額：14,631千円))

県立学校において、令和2年3月に契約予定であった複写サービス契約について、新型コロナウイルス感染症の影響により、市場に複写機が不足し、契約を結べなかったため、今年度中に令和6年度までの複数年契約を結ぶために、債務負担行為を新たに設定する。

2 補正予算の総額

《一般会計》

(単位：千円)

所属	現計予算 ①	6月補正 ②	補正後 ③(①+②)	6月補正の 財源内訳	
教育環境 整備課	8,507,682	164,344	8,672,026	国庫	138,574
				県債	25,700
				一財	70
生涯学習課	1,710,972	7,166	1,718,138	一財	7,166
体育保健課	1,520,027	6,666	1,526,693	諸収入	1,797
				一財	4,869
教育庁計	135,372,840	178,176	135,551,016		

令和元年度 長崎県一般会計補正予算（知事専決事項報告分）一覧

（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	専決補正予算の主な内容
総務課	2,329,484	△ 74,291	2,255,193	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会運営費 △ 1,381 ○事務局職員給与費 △ 11,156 ○事務局職員退職手当 △ 37,048 ○行政管理運営費 △ 4,852 ○公立学校共済組合県費負担金 △ 1,080 ○教職員健康管理費 △ 8,571 ○教職員元気回復・健康維持増進事業 △ 2,485
教育環境整備課	8,825,266	△ 537,550	8,287,716	<ul style="list-style-type: none"> ○公舎管理費 △ 17,817 ○すいすいスクールネットワーク整備事業費 △ 125,680 ○高等学校等進学促進費 △ 9,330 ○学校運営費(高校) △ 51,123 ○実習船運営費 △ 5,906 ○校地等整備費(高校) △ 5,207 ○校舎等整備費 △ 71,525 ○学校運営費(特支) △ 49,135 ○施設整備費(特支) △ 159,341 ○県立学校施設等災害復旧費 △ 29,870
教職員課	119,283,481	△ 535,490	118,747,991	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員給与費 △ 299,020 ○教職員退職手当 △ 146,735 ○教職員旅費 △ 58,889
義務教育課	388,446	△ 25,599	362,847	<ul style="list-style-type: none"> ○教科等教育指導費 △ 1,655 ○道徳教育の抜本的改善・充実事業費 △ 1,960 ○統合型校務支援システム(長崎県推奨システム)構築事業費 △ 3,725 ○小学校管理費 △ 5,490 ○中学校管理費 △ 5,110
高校教育課	1,243,724	△ 65,532	1,178,192	<ul style="list-style-type: none"> ○管理運営費(教育センター) △ 10,442 ○高等学校運営費(非常勤講師配置等) △ 7,096 ○スクールカウンセラー活用事業 △ 4,292 ○高等学校入学選抜費 △ 3,348 ○高校生の離島留学推進事業 △ 3,333 ○長崎から世界へ！高校生グローバルチャレンジ △ 3,333 ○産業教育指導費 △ 3,138
生涯学習課	1,634,706	△ 106,622	1,528,084	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子ども教室推進事業 △ 1,316 ○新県立図書館等整備事業費 △ 72,736 ○ミライオン図書館管理運営費 △ 23,248
学芸文化課	640,288	△ 36,289	603,999	<ul style="list-style-type: none"> ○中高文化活動推進事業費 △ 3,653 ○文化財調査管理費 △ 7,270 ○重要遺跡情報保存活用事業費 △ 3,098 ○発掘調査受託事業費(新幹線) △ 4,870 ○埋文センター管理運営費 △ 1,930 ○対馬歴史民俗資料館再整備事業費 △ 13,913
体育保健課	1,701,031	△ 70,035	1,630,996	<ul style="list-style-type: none"> ○学校保健研究推進費 △ 31,915 ○学校体育研究推進費 △ 3,056 ○競技力向上特別対策費 △ 5,776 ○競技力向上特別対策重点強化事業費 △ 13,184 ○国民体育大会費 △ 4,852 ○県立体育施設管理運営費 △ 3,667
教育庁計	136,046,426	△ 1,451,408	134,595,018	

専 決 事 項

義務教育課・高校教育課

件 名	要 旨	
<p>第180条専決事項報告</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和2年3月6日に予定されていた「統合型校務支援システム共同調達・共同利用シンポジウム」が中止になったため、本会議に出席する長崎市教育委員会職員の旅行代金の20%として、8,780円の損害賠償金を支払うもの (義務教育課) 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和2年3月6日に予定されていた「統合型校務支援システム共同調達・共同利用シンポジウム」が中止になったため、本会議に出席する長与町教育委員会職員の旅行代金の20%として、9,060円の損害賠償金を支払うもの (義務教育課) 3 長崎東高校のスーパーグローバルハイスクール海外フィールドワーク業務について、株式会社近畿日本ツーリスト九州長崎支店と令和2年1月29日～令和2年3月31日を契約期間とする委託契約を締結していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い同年3月7日～15日の海外フィールドワークを中止し、同年2月27日付けで契約の解除を行ったため、契約金額の20%として、522,720円の損害賠償金を支払うもの (高校教育課) 	